	2　切除（広汎）	18,000点
Ｊ０２２	顎・口蓋裂形成手術	
	1　軟口蓋のみのもの	15,770点
	2　硬口蓋に及ぶもの	24,170点
	3　顎裂を伴うもの	
	イ　片側	25,170点
	ロ　両側	31,940点
Ｊ０２３	歯槽部骨皮質切離術（コルチコトミー）	
	1　6歯未満の場合	1,700点
	2　6歯以上の場合	3,400点
Ｊ０２４	口唇裂形成手術（片側）	
	1　口唇のみの場合	13,180点
	2　口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
	3　鼻腔底形成を伴う場合	24,350点
Ｊ０２４－２	口唇裂形成手術（両側）	
	1　口唇のみの場合	18,810点
	2　口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
	3　鼻腔底形成を伴う場合	36,620点
Ｊ０２４－３	軟口蓋形成手術	9,700点
Ｊ０２４－４	鼻咽腔閉鎖術	23,790点
Ｊ０２５	削除	
Ｊ０２６	舌繋瘢痕性短縮矯正術	2,650点
Ｊ０２７	頬、口唇、舌小帯形成術	560点
Ｊ０２８	舌形成手術（巨舌症手術）	9,100点
Ｊ０２９	削除	
Ｊ０３０	口唇腫瘍摘出術	
	1　粘液嚢胞摘出術	910点
	2　その他のもの	3,050点
Ｊ０３１	口唇悪性腫瘍手術	33,010点
Ｊ０３２	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700点
Ｊ０３３	頬腫瘍摘出術	
	1　粘液嚢胞摘出術	910点
	2　その他のもの	5,250点
Ｊ０３４	頬粘膜腫瘍摘出術	4,460点
Ｊ０３５	頬粘膜悪性腫瘍手術	26,310点
Ｊ０３５－２	口腔粘膜血管腫凝固術（一連につき）	2,000点
	注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により当該手術を実施した場合に算定する。	
Ｊ０３６	術後性上顎嚢胞摘出術	
	1　上顎に限局するもの	6,660点
	2　篩骨蜂巣に及ぶもの	14,500点
Ｊ０３７	上顎洞口腔瘻閉鎖術	
	1　簡単なもの	150点
	2　困難なもの	1,000点
	3　著しく困難なもの	5,800点
Ｊ０３８	上顎骨切除術	15,310点
Ｊ０３９	上顎骨悪性腫瘍手術	
	1　掻爬	9,160点
	2　切除	34,420点
	3　全摘	68,480点
Ｊ０４０	下顎骨部分切除術	16,780点
Ｊ０４１	下顎骨離断術	32,560点
Ｊ０４２	下顎骨悪性腫瘍手術	
	1　切除	40,360点
	2　切断	64,590点
Ｊ０４３	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）	
	1　長径3センチメートル未満	2,820点
	2　長径3センチメートル以上	13,390点
Ｊ０４４	顎骨嚢胞開窓術	2,040点
Ｊ０４４－２	埋伏歯開窓術	2,820点
Ｊ０４５	口蓋隆起形成術	2,040点
Ｊ０４６	下顎隆起形成術	1,700点
	注　両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。	
Ｊ０４７	腐骨除去手術	
	1　歯槽部に限局するもの	600点
	2　顎骨に及ぶもの	
	イ　片側の3分の1未満の範囲のもの	1,300点
	ロ　片側の3分の1以上の範囲のもの	3,420点
	注　2のイについて、骨吸収抑制薬関連顎骨壊死又は放射線性顎骨壊死に対して当該手術を行った場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
Ｊ０４８	口腔外消炎手術	
	1　骨膜下膿瘍、皮下膿瘍、蜂窩織炎等	
	イ　2センチメートル未満のもの	180点
	ロ　2センチメートル以上5センチメートル未満のもの	300点
	ハ　5センチメートル以上のもの	750点
	2　顎炎又は顎骨骨髄炎	
	イ　3分の1顎以上の範囲のもの	2,600点
	ロ　全顎にわたるもの	5,700点
Ｊ０４９	外歯瘻手術	1,500点
Ｊ０５０	歯性扁桃周囲膿瘍切開手術	870点
Ｊ０５１	がま腫切開術	820点
Ｊ０５２	がま腫摘出術	7,140点
Ｊ０５３	唾石摘出術（一連につき）	
	1　表在性のもの	640点
	2　深在性のもの	3,770点
	3　腺体内に存在するもの	6,550点
	注　2及び3について内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
Ｊ０５４	舌下腺腫瘍摘出術	7,180点
Ｊ０５５	顎下腺摘出術	10,210点
Ｊ０５６	顎下腺腫瘍摘出術	9,640点
Ｊ０５７	顎下腺悪性腫瘍手術	33,010点
Ｊ０５８	削除	
Ｊ０５９	耳下腺腫瘍摘出術	
	1　耳下腺浅葉摘出術	27,210点
	2　耳下腺深葉摘出術	34,210点
Ｊ０６０	耳下腺悪性腫瘍手術	